証するものである場合に限る。）にあっては、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一　法第三十条第一項若しくは第二項、第三十一条第一項、第三十二条第一項から第三項まで、第三十三条第一項又は第三十七条第一項から第六項までの登録（次項第一号において単に「登録」という。）を受けようとする場合　五万百円（電子申請（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請をいう。以下同じ。）による場合にあっては、四万八千円）に令第一条第一項各号に掲げる場合における当該各号に定める額の合計額を加算した額

二　法第四十二条第一項の登録の更新を受けようとする場合　三万七千九百円（電子申請による場合にあっては、三万五千八百円）に令第一条第三項各号に掲げる場合における当該各号に定める額の合計額を加算した額

2　令第一条第六項の主務省令で定める額は、申請に際し前条第一号、第七号又は第八号の書類が添付されている場合（同号の書類が、相互承認実施法施行令第二条第一号、第二号、第四号、第七号又は第八号に係る国外適合性評価事業に係るもの並びに同条第三号又は第六号に係る国外適合性評価事業に係る認定の基準が日本産業規格Q一七〇六五であることを証するものである場合を除く。）にあっては、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一　登録を受けようとする場合　十八万六千四百円（電子申請による場合にあっては、十八万四千三百円）に令第一条第一項各号に掲げる場合における当該各号に定める額の合計額を加算した額

するものである場合に限る。）にあっては、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一　法第十九条第一項若しくは第二項、第二十条第一項又は第二十三条第一項から第三項までの登録（次項第一号において単に「登録」という。）を受けようとする場合　四万四千円（電子申請（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請をいう。以下同じ。）による場合にあっては、四万二千四百円）に令第一条第一項各号に掲げる場合における当該各号に定める額の合計額を加算した額

二　法第二十八条第一項の登録の更新を受けようとする場合　三万三千三百円（電子申請による場合にあっては、三万千六百円）に令第一条第三項各号に掲げる場合における当該各号に定める額の合計額を加算した額

2　令第一条第六項の主務省令で定める額は、申請に際し前条第一号、第七号又は第八号の書類が添付されている場合（同号の書類が、相互承認実施法施行令第二条第一号、第二号、第四号、第七号又は第八号に係る国外適合性評価事業に係るもの並びに同条第三号又は第六号に係る国外適合性評価事業に係る認定の基準が日本工業規格Q〇〇六五であることを証するものである場合を除く。）にあっては、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一　登録を受けようとする場合　十八万四千三百円（電子申請による場合にあっては、十八万二千七百円）に令第一条第一項各号に掲げる場合における当該各号に定める額の合計額を加算した額

二　法第四十二条第一項の登録の更新を受けようとする場合　十二万七千百円（電子申請による場合にあっては、十二万五千円）に令第一条第三項各号に掲げる場合における当該各号に定める額の合計額を加算した額

（準用）

第十条　第一条から第五条までの規定は、令第四条第二項（令第七条第二項において準用する場合を含む。）において準用する令第一条第五項の主務省令で定める旅行雑費の額その他認証機関審査旅費の額又は試験所審査旅費の額の計算に関し必要な細目に準用する。この場合において、第一条及び第三条中「審査」とあるのは、「検査」と読み替えるものとする。

（登録又は認定の基準が類似する場合の試験事業者の試験所に係る登録申請手数料等）

第十一条　令第五条第三項及び第六条第四項の主務省令で定める登録又は認定は、次に掲げるものとする。

一　法第三十条第一項及び第二項、第三十一条第一項、第三十二条第一項から第三項まで、第三十三条第一項並びに第三十七条第一項から第六項までの登録

二　ガス事業法第百四十六条第一項の登録

三～八　［略］

第十三条　令第五条第三項の主務省令で定める額は、申請に際し前条第七号又は第八号の書類が添付されている場合（同号の書類にあっては、相互承認実施法施行令第二条第三号又は第六号に係る国外適合性評価事業に係る認定の基準が日本産業規格Q一七〇二五であることを証するもの並びに同条第五号及び第八号に係る国外適合性評価事業に係るものである場合に限る。）にあっては、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一　法第五十七条第一項の登録を受けようとする場合　九万五千二百円（電磁的記録試験にあっては、十万四百円）に同項

二　法第二十八条第一項の登録の更新を受けようとする場合　十三万二千円（電子申請による場合にあっては、十三万四百円）に令第一条第三項各号に掲げる場合における当該各号に定める額の合計額を加算した額

（準用）

第十条　第一条から第五条までの規定は、令第四条第二項（令第七条第二項において準用する場合を含む。）において準用する令第一条第五項の主務省令で定める旅行雑費の額その他旅費の額の計算に関し必要な細目に準用する。この場合において、第一条及び第三条中「審査」とあるのは、「検査」と読み替えるものとする。

（登録又は認定の基準が類似する場合の試験事業者の試験所に係る登録申請手数料等）

第十一条　令第五条第三項及び第六条第四項の主務省令で定める登録又は認定は、次に掲げるものとする。

一　法第十九条第一項及び第二項、第二十条第一項並びに第二十三条第一項から第三項までの登録

二　ガス事業法第三十九条の十一第一項の登録

三～八　［略］

第十三条　令第五条第三項の主務省令で定める額は、申請に際し前条第七号又は第八号の書類が添付されている場合（同号の書類にあっては、相互承認実施法施行令第二条第三号又は第六号に係る国外適合性評価事業に係る認定の基準が日本工業規格Q一七〇二五であることを証するもの並びに同条第五号及び第八号に係る国外適合性評価事業に係るものである場合に限る。）にあっては、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一　法第五十七条第一項の登録を受けようとする場合　六万三千二百円に同項の主務省令で定める試験方法の区分（以下単